

令和 6 年 9 月 30 日(月)

太田市議会議長 高田 靖 様

公明党代表 星野 一広

会派行政視察報告書

1、 期間 令和 6 年 7 月 3 日(水)～7 月 5 日(金)までの 3 日間

2、 視察先及び視察事項

① 青森県弘前市

「中心市街地活性化とその概要」について

② 青森県青森市

「子どもの権利条約制定についてと

子どもの権利相談センター」について

③ 宮城県石巻市

「防災減災の取り組みと復興の現状」について

3、 参加者 星野 一広 高橋 えみ

前田 純也 谷之木 勇作

4、 視察概要 別紙のとおり

① 弘前市概要	面積	524.20 km ²
	推計人口	164,292 人(令和 4 年 10 月現在)
	条例定数	28 人
	政務活動費	月額 5 万円 (年額 600,000 円)

○弘前市中心市街地活性化について

目的

私たち太田市においても中心市街地の活性化については、太田駅周辺土地区画整理事業が遅れている状況にある。また太田駅南口地区市街地総合再生計画については平成 26 年3月に策定されているところであるが、今後も中心市街地の整備についてはビジョン化した中の整備が必要と感じている。

友好都市である「弘前市」では国との連携を含めた整備事業を推進しているとのことで、太田市にとっても有意義なものと考え視察地としたものである。

視察研修概要

- ① 弘前市における中心市街地活性化についての概要
- ② 令和4年3月策定の中心市街地活性化ビジョンについて
- ③ 実行された街について
- ④ 市街地現地視察

○所感等

弘前市においては、もともと城下町としての歴史があり、その重みを感じる。

一方では、中心市街地東北有数の繁華街であることもお聞きしたところである。現在はシャッター通りになりつつあることを危惧し、産業担当の部署にて、対策やビジョンを推進してきたとのことでした。

国や県と連携し新しくできた街並みは、新たな人が中心となり、街の変化を感じることができました。補助金も含め街の活性化について我々の太田市においても行政と市民が共に推進し、新たな次の時代につながるまちづくりが必要との感想を持ちました。

日本中が少子高齢化の中、コンパクトシティや持続可能なまちづくりを推進されていますが、それぞれの街にあった中心市街地の活性化策を検討し推進できるものが必要と感じました。

弘前市議会議場にて



弘前市職員による説明を受けた後に市街地現地視察へ



② 青森市概要	面積	517.72 km ²
	人口	265,073 人
	条例定数	32 人
	政務活動費	一人当たり月額 90,000 円 を四半期ごとに交付

○ 子どもの権利条約制定についてと子どもの権利相談センターについて

目的と概要

1989 年(平成元年)に国際連合において児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)が採択され、日本は 1994 年(平成6年)に批准しているが、依然として家庭における児童虐待や、学校等におけるいじめが相次ぐなど子どもの権利侵害が社会問題になっている状況を鑑み、青森市は平成23年10月に策定した「青森市子ども総合計画 後期計画」の基本理念である「子どもの最善の利益」に基づく具体的な施策のひとつとして、「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利尊重についての明言化を図った。

国では 2022 年 6 月 15 日に「こども基本法」が可決・成立し、2023 年 4 月 1 日より施行された。こども基本法の基本理念には子どもの権利を守り、子どもに関する様々な問題を抜本的に解決していくこと、子どもが自立した個人として積極的に社会的な活動に参画できることをめざすこととある。

このこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定された。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととなり、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

今後、本市において子ども計画を策定するにあたり、子どもの声・意見を尊重し活かしていくため、聴取する方法など考えていく必要がある。子どもの声を聞き、活かしていくことは、子どもの人権を尊重し守ることにつながることから、『こどもの権利条約制定と子どもの権利相談センター』に取り組む先進事例に学ぶため行政視察を行うことになった。

○所感等

・子どもの権利条約

条例第 2 章には、「自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければならない」とあり、当たり前のことではあるが、こども個人だけでなく他人の人権をも尊重することが記載されている点は素晴らしいと感じた。そして重要な一文であると感じた。第 3 章にはこどもにとっての権利の保障に関する市の責務として子どもの意見を表明し市政に活かすため、こども会議の設置が謳われ実施されている。続いて、第 4 章にはこどもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復のため、子どもの権利擁護委員(現在、弁護士・大学教授・心理士の 3 名配置)の設置、調査相談専門委員(3 名配置)の配置についても明文化され、両章ともに子どもたちの主体性が尊重される素晴らしい取り組みと感じた。

・子どもの権利相談センター

子どもが権利を行使する主体として子どもの権利相談センターが開設されており、当センターの開設が子どもの権利についての市民意識の醸成にもつながり、子どもだけでなく、大人(父母・祖父母・教職員など)からも相談実績があるとのことだった。

子どもの権利条約制定直後は、学校側としては、自分たちで対応できるという意識が高く、外部からの調整の働きかけに警戒感・拒否感を示すこともあり、協働することが困難であったが小中学校長への挨拶・周知に努める中、相談対応によって奏功事例が重なったことで徐々に理解を得られるようになったと伺った。

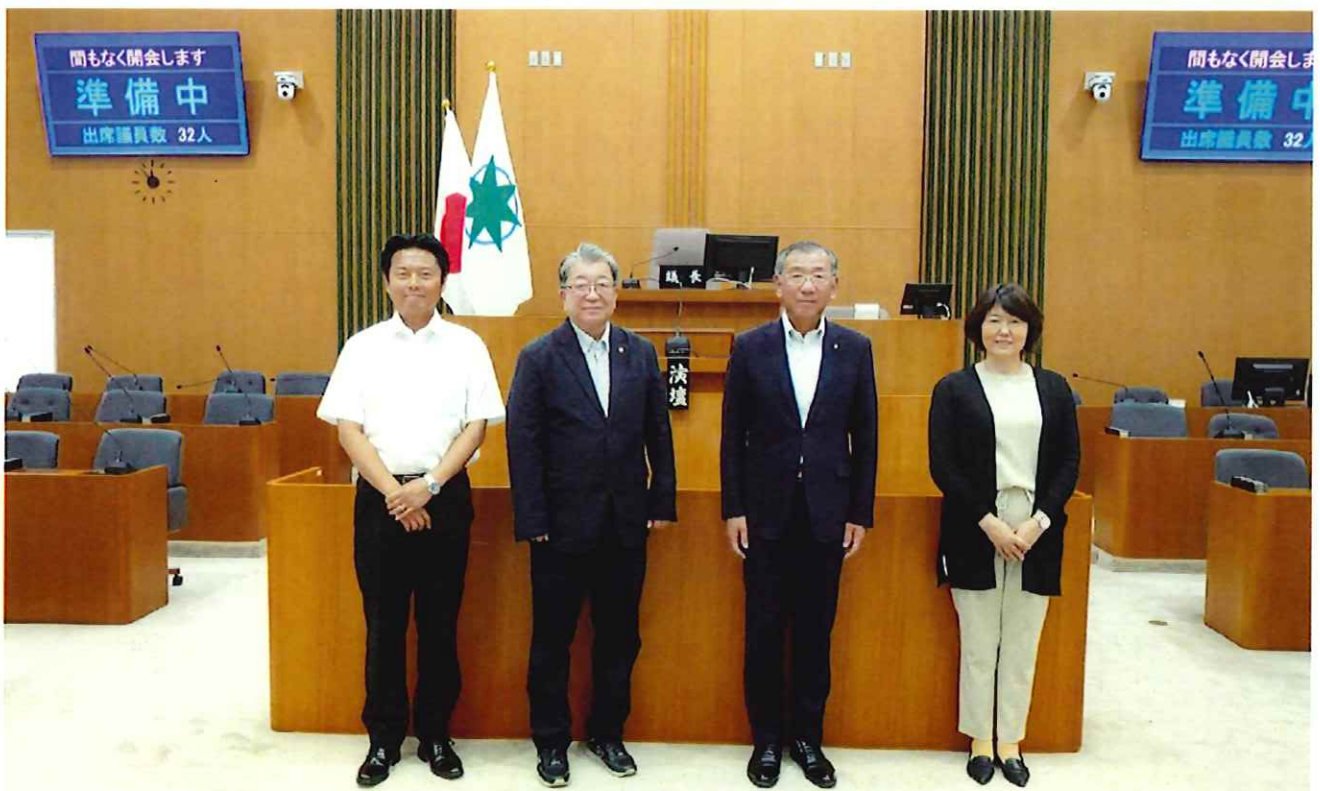
相談対応で気を付けていることを伺ったところ、相談者との太いパイプをつくっていくために、個々の相談は安易に流さず、返答する言葉使いなどの細かいところ一言一句を子どもの権利擁護委員と調査相談専門委員全員で検討してきたことが効果的に働いている。また、常に子供の最善の利益を中心とすることを忘れないことであり、相談者との信頼を築いていくことに努めている。とおっしゃっていたことがとても印象に残り、改めて言葉の持つ重さや一人を大切に思い振る舞うことの大切さを感じ、感銘を受けた。

青森市の子どもの権利条約制定に伴う取り組みを学び、子どもの権利条約の制定は理念だけでなく、子どもの権利を守るために具現化していかなければ意味がないと強く感じた。

本市においても虐待やいじめ、友人関係含め、学校内や家庭内で起きる様々な課題を抱える子どもたちは存在するが、子どもたちの声を直接反映できる仕組みはこれからである。

青森市の取組を高く評価し、本市にとって最善の施策につなげていけるよう努力していきたい。

青森市議会議場にて



③石巻市概要	面積	554.55 km ²
	推計人口	133,724 人 令和 5 年 3 月末現在
	議員定数	30 人（現員数 28 人）
	政務活動費	年額 360,000 円（交付は会派、一人会派にも同額交付）

○防災減災の取り組みと復興の現状について

目的

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発災した、東日本大震災は、石巻市に深い傷跡と悲しみの記憶を残したが、発災から現在に至るまで、復興に向けて取り組んできた結果、ハード面での復興は、ほぼ完了してきたことから、これまでの復興への取り組みと、災害発生時に中心拠点となるよう設置された防災センターについて、その機能や活用方法などを学ぶことにより、太田市における防災減災への一助とするために、行政視察を行うことになった。

概要について

東日本大震災の概要

地震発生時刻	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
石巻市最大震度	〔6+ 桃生〕〔6- 泉町、門脇、前谷地 相野谷、北上、鮎川〕〔5+ 大〕
死者数	3,277 人（直接死） 276 人（関連死）
行方不明者数	417 人

上記のように大きな被害をもたらしたこの災害を機に、まずは復興基本計画の策定を行い、復旧・再生のための新たな産業の創出や減災のまちづくり等を推進し、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指すため、復旧期、再生期、発展期に分け10年を目途に計画を立て、具体的に取り組む中で、災害に強く安全安心でコンパクトなまちづくりのための土地利用や、多重防御施設による市街地の安全性の向上と、津波の危険性の少ない地域に住居を集団移転させるなど、安全な地域、職の場としての環境の創出を行ってきた。

さらに医療・福祉・教育の再生や、産業の復興及び環境の復興にも力を入れながら災害復興に取り組んできた。

石巻市防災センターの設置では、東日本大震災の発災時に災害対策本部となる石巻市役所が津波で浸水したことにより、市の防災行政に対する多くの課題が浮き彫りになったことから、一つ一つ精査し、例えば情報収集ができず、的確な避難誘導ができなかったことや、協議空間、執務室が共用であったため、迅速な初動体制に移行できなかったことなどが挙げられたため、これらの教訓を生かして、市民の命を守る「災害に強いまち」としての機能を果たすために設置され、災害に特化した指揮命令システムの確保や、迅速な対応が可能になった。

○所感等

東北地方は、これまでもたびたび大きな震災に見舞われてきたが、東日本大震災は過去の震災の比ではなく、多くの犠牲者や財産を失うことになったため、石巻市においてもハード、ソフト両面からの復興に取り組む中、住環境の整備や、災害に強い道路整備などのインフラについては、ほぼ整備が完了してきている状況が確認できた。

しかし、発災から13年以上が経過してもいまだに心の復興は道半ばであることから、今後は被災者一人ひとりに寄り添った形で、心の復興に力を注ぎたいとの説明があった。

太田市では、令和元年東日本台風の時に、内水氾濫などにより多くの家屋が浸水した経緯がある。

その時には、避難所の開設や受け入れなどで多くの問題が発生し、結果として市民に大きな負担を強いることになったため、このことを検証し地域防災計画の見直しなどを行ってきているが、それでもまだまだ災害に対する意識が低いと感じている。

言葉では、「災害はいつ起こるかわからない」「災害に対する備えが大事である」など、発信していても、市民にいかに伝えるかが大きな課題であると感じている。

今回、石巻市の復興への取り組みや、石巻防災センターを視察させていただく中、災害への意識を高め、まずは備えること「自助」に力を入れ、さらには「共助」として、地域の関わりを強化することの重要性を訴え、「公助」として行政の果たすべき役割を明確に進めることが大事であると痛感した。

今回学んだことを、太田市でも生かせるように努力してまいりたい。

災害対策本部にて



パワーポイントによる説明

